

「人権のひろば」に対するご意見、ご感想を秘書広報課までお寄せください。

考えよう 高齢者虐待について — 高齢者虐待と介護の難しさ —

皆さんは高齢者虐待についてご存じでしょうか。平成18（2006）年に施行された「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」では、高齢者虐待とは、養護者（高齢者の世話をしている家族、親族、同居人など）または養介護施設の従事者などによる高齢者に対する虐待とされています。その虐待とは、身体的虐待、養護の放棄・放任、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待と区分されます。これらの高齢者虐待は基本的人権を脅かす重大な権利侵害であり、重篤化すれば死に至らしめるような事案に発展してしまうことさえあります。

皆さんは高齢者虐待について、どのような認識をお持ちでしょうか。「虐待をする人にも理由があるから仕方がない」「虐待は特別な家庭で起こることでは自分には関係がない」と考える人もいるかもしれません。たとえ理由があつたとしても、高齢者の人権が侵害されている行為は全て虐待であり

決して許されるものではありません。また、高齢者虐待は養護者に自覚がないままに行われていることもありま

す。例えば、養護者がいくら高齢者のためと思つていても、高齢者自身が望まず、適切な医師の判断に基づかないようなりハビリを行えば虐待に当たることがあります。

介護は実際に行つてみると負担が大きく、思い通りにいかないことが多いといわれます。「どうして自分ばかり」と思い悩み、次第に孤立してしまい、時にはカッとなることもあるかもしれません。そういった時は一人で悩まずに、周囲の人に頼ることが大切です。また、地域包括支援センターや市役所、地域の民生委員に相談していただくことで高齢者に必要なサービスや養護者の心のケアなど、お役に立てることがあります。

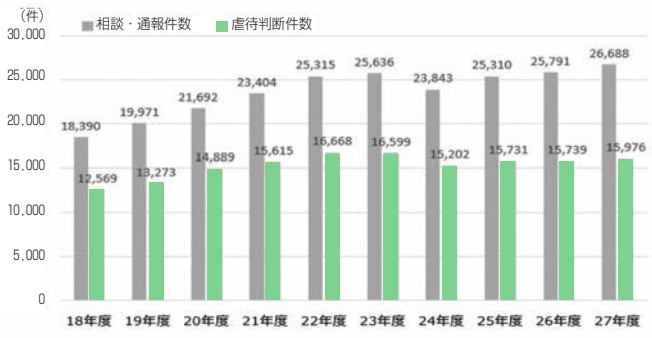
養護者の知識や介護技術の不足が原因で、思いがけず高齢者の権利を侵害している事実があることを考えると、決して他人事とはいえません。

高齢者虐待の現状

国の調査データでは、全国の高齢者による高齢者虐待の相談件数は、平成18年度と平成27年度を比べると、相談件数・虐待と判断された件数、共に増加しています。

相談件数の増加は、高齢者人口の増加のみでなく、虐待がマスコミなどで取り上げられたことも関連して、高齢者虐待をなくそうという世間の意識が高まつたことや、高齢者虐待に関する普及、啓発が進んだ結果ともいえます。

養護者による高齢者虐待の相談・通報件数と虐待判断件数の推移



厚生労働省 平成27年度高齢者虐待対応状況等に関する調査結果より

私たちができること

身近な高齢者虐待を防止、あるいは早期に発見するためには、まず意識を持つて「気付く」ことが大切です。養護者の怒鳴り声が聞こえる、元気がない、やつれたり疲れたりしている、以前と比べて身なりに無頓着になったなど気付いた時に声掛けをすれば、悩みを聞いたりSOSをキャッチしたりできるかもしれません。

異変を感じた時は市役所や地域包括支援センターに通報しましょう。「虐待ではないかもしれないけど、何かおかしい」という相談でも構いません。通報や相談は匿名でも結構です。

あなたの意識と勇気が高齢者の権利を守ることにつながるのです。

高齢者に関する相談機関

- 西部地域包括支援センター ☎ 806・2582
- 中部地域包括支援センター ☎ 889・7110
- 東部地域包括支援センター ☎ 803・2500

（お住まいの地区により担当が分かれています）

- 高齢介護室高齢支援グループ ☎ 870・9065